

平成 30 年 3 月 16 日

会 社 名 タカタ株式会社
代 表 者 代表取締役会長兼社長 高田 重久

上記申立代理人弁護士 須藤 英章
同 小林 信明

再生計画案に関するQ&A

Q1: 今後の手続の流れについて教えてほしい。

A1: 再生計画案付議決定後の手続の流れは、以下のとおりです。

現時点で想定している手続の流れであり、実際のスケジュールと相違する可能性があり得る点にご注意ください。

付議決定 (平成 30 年 3 月 16 日)



再生計画案の郵送



債権者説明会 (東京：平成 30 年 4 月 17 日 滋賀：平成 30 年 4 月 18 日)

当社から、債権者の皆様に再生計画案のご説明を行います。

後記のとおり、タカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社は債権者説明会を行う予定はございません。



債権者集会 (平成 30 年 5 月 23 日)

裁判所による認可決定

債権者の皆様に再生計画案の決議をしていただきます。再生計画案の可決後、裁判所が再生計画の認可決定について判断します。



認可決定の確定 (平成 30 年 6 月 25 日頃を予定)

認可決定の確定により、再生計画の効力が生じます。

Q2: 再生計画案の内容を教えてほしい。また、再生計画案の内容について説明を受ける機会はあるのか。

A2: 再生計画案を再生債権者の皆様に郵送いたしますので、ご確認ください。

再生債権者以外の皆様につきましては、当社ホームページに掲載した平成 30 年 3 月 16 日付「再生計画案の付議決定について」の別紙「タカタ株式会社再生計画案概要」をご確認ください。

当社の再生債権者の皆様には、再生計画についてご理解をいただくために、再生計画案に関する債権者説明会を開催することを予定しております。したがって、再生計画案の内容につきましては、当該債権者説明会にてご質問いただければと存じます。債権者説明会に関する日時・場所などの詳細につきましては当社からご案内の文書をお送りしますのでそちらをご確認ください。

なお、タカタ九州株式会社とタカタサービス株式会社については、債権者説明会を開催することは予定しておりません。

Q3: 再生計画案への議決権の行使はどのように行うのか。

A3: 書面投票により議決権を行使するか、債権者集会で議決権を行使していただくこととなります。詳細につきましては、再生計画案に同封されている通知書をご確認ください。

Q4: 弁済額と弁済時期を教えてください。

A4: 再生債権者の皆様は、郵送される再生計画案をご確認ください。
再生債権者以外の皆様につきましては、当社ホームページに掲載した平成30年3月16日付「再生計画案の付議決定について」の別紙「タカタ株式会社再生計画案概要」をご確認ください。

Q5: 株式はどうなるのか。

A5: 当社が提出した再生計画案では、発行済みの当社株式を全て無償で取得したうえで消却する旨を定めております。

財産評定手続において当社は債務超過であると認められたため、民事再生法の規定に従い、裁判所の許可に基づき上記の定めを設けております。

Q6: 今年の定時株主総会は開催されるのか。

A6: 上記のとおり、当社が提出した再生計画案では、発行済みの当社株式を全て無償で消却する旨を定めておりますので、現在の株主の皆様による株主総会の開催は現時点で予定しておりません。

Q7: 株主は債権者説明会・債権者集会に参加できるのか。

A7: 債権者説明会・債権者集会には出席者が再生債権者の皆様に限られております。株主の皆様は債権者説明会・債権者集会に参加することはできませんので、何卒ご了承ください。

以上